

衆議院法務委員会ニュース

平成 23.4.19 第 177 回国会第 7 号

4 月 19 日（火）第 7 回の委員会が開かれました。

1 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 31 号）

- ・江田法務大臣、小宮山厚生労働副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

あべ俊子君（自民）

- ・親権喪失宣告が 35 年間で 31 件しかなかった理由について法務大臣に伺いたい。また、医療ネグレクトで親権が停止された場合の手術費用は誰がどのように負担するのか法務省に伺いたい。
- ・アルバイトの金で携帯電話の契約をしたくても親の了解が得られないような事例等における親権停止制度の効果について法務大臣の見解を伺いたい。
- ・児童虐待を防止するうえで、親権停止だけでは改善できず、さらに議論を深め防止を進めていく必要があると考えるが、今後の児童虐待防止策の在り方について法務大臣の所見を伺いたい。
- ・離婚後の面会交流の必要性について法務大臣の所見を伺いたい。

馳浩君（自民）

- ・協議離婚の際に定めるべき事項として、父母との面会交流を明文化することとした理由とその意義について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・面会交流に関する諸外国の考え方と児童の権利条約の考え方等を踏まえて、面会交流についてその権利性を明確に示すべきではないか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・面会交流を公的に支援する仕組みとして、専門職員を配備した公的面会交流センターを各地に設置すべきではないか、厚生労働省に伺いたい。
- ・親権停止に関し、停止期間の設定の在り方、停止の審判の迅速性、停止後の親子再統合に向けた公的支援体制等及び児童相談所に対する弁護士等による法的支援の必要性について法務大臣及び厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・親権は、子の利益のために行わなければならないことを明確化しているが、これは、親権の概念についてイギリスの「親責任」の概念を踏まえたものなのか、法務大臣の見解を伺いたい。

大口善徳君（公明）

- ・親権は、子の利益のために行うということを重視する観点から、親権の中核が義務であるということを経文上明確にすべきとの意見や親権の名称をより適格な名称に変更すべきとの意見もあるが、これらの意見に対する法務大臣の所見を伺いたい。
- ・親権の一部制限制度の導入を見送った理由、親権者の同意に変わる裁判所の許可制度の導入を見送った理由及び親権停止の期間について 2 年以内とした上で裁判所に裁量権を与えた理由について、法務大臣に伺いたい。
- ・改正案では、未成年後見人が複数ある場合は、各後見人の権限行使は「共同」であることが原則とされており、成年後見制度で「各自単独」行使が原則とされていることとは異なることとなるが、この点についての法務大臣の所見を伺いたい。
- ・東日本大震災の孤児に対してこれまでどのような対応を行ってきたのか、厚生労働副大臣に伺いたい。また、震災孤児については、親族里親制度の積極的活用やその周知徹底が必要であると考えているが、厚生労働副大臣の所見を伺いたい。

城内実君（国守）

- ・改正案では、児童虐待の防止に一定の効果があるものの対症療法に過ぎず、児童虐待を根治するためには行き過ぎた個人主義や家族の在り方を見直す必要があると考えているが、法務大臣の所見を伺いたい。
- ・改正案では、親権喪失の請求権者に子が追加されるが、子が親権喪失の請求を行うと親子再統合が不可能となってしまうのではないかと、法務省の見解を伺いたい。
- ・親の懲戒権の行使としての体罰についての法務大臣の所見を伺いたい。